**申　入　書**

２０１５年３月２０日

東京都教育委員会

教育委員長　木村　　孟　　殿

教育長 　　比留間　英人　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

　　　　　　　　共同代表　岩木　俊一　　星野　直之

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会は、本会の本年１月２１日付「申入書」の「６　卒業式、入学式で10．23通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと」との申し入れに対して「卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令達反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。（所管：人事部職員課）」と回答し（2月12日付）、今次卒業式・入学式でも新たな懲戒処分を行う姿勢を示しています。

また同「申入書」の「７　同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する『服務事故再発防止研修』を行わないこと」との申し入れに対する回答（同日付）では、「懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。（所管：人事部職員課）」とし、卒業式・入学式の被処分者に対する再発防止研修を強行しようとしています。

２．１０・２３通達とそれに基づく職務命令違反を理由とした処分は、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認めた最高裁判決（都教委は「職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められている」と回答で述べているが最高裁判決では、「合憲」なる言葉は用いられていない）、教育環境の悪化を危惧して、「教育の現場において…自由で闊達な教育が実施されていくことが切に望まれるところであり、全ての関係者によってそのための具体的な方策と努力が真摯かつ速やかに尽くされていく必要がある」という最高裁判決の補足意見（櫻井龍子裁判官　2012年1月16日最高裁判決）、「謙抑的な対応が教育現場における状況の改善に資するものというべき」と述べ、教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めている補足意見（2013年9月6日最高裁判決　鬼丸かおる裁判官）などをないがしろにするものです。

３．都教委は、昨年、卒業式及び入学式で「君が代」斉唱時に起立しなかったとして特別支援学校教員にそれぞれ減給10分の1・1月の懲戒処分を発令し、入学式では同様の理由等で都立高校教員に減給10分の1・6月の懲戒処分を発令しました。

　これは、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分の選択が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、・・・懲戒権者の裁量権の範囲を超え・・・、違法」として合計32件・25名の減給以上の処分を取り消し都教委による従来の累積加重処分に歯止めをかけた最高裁判決（2012年1月及び2013年9月）の趣旨に反するものです。

４．卒業式・入学式の被処分者に対する「服務事故再発防止研修」は、2012年度より質量ともに強化され、「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（東京地裁民事１９部決定　2004年7月23日）に反しています。

５．私たちは、東京地裁判決（2015年1月16日）で都教委が控訴を断念して減給処分取消が確定した原告らに謝罪し、再発防止策を講じるよう繰り返し求めてきました（1月21日、2月26日）。しかし、都教委は、要請に正対せず、的外れで不誠実な回答に終始しています（2月12日付「回答」、3月13日付「回答」）。私たちの要請に真摯に向き合い、回答することを強く求めます。

　　また、2月26日付の要請書の3月12日付の回答では、謝罪、再発防止策、給与などの是正措置、処分取消の公表、名誉回復・権利回復、再処分に向けた事情聴取等に係わる事項には、「個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません。」と回答を拒否しています。

　　さらに、３月１３日付の「回答」では「団体からの要請等については、総務部教育情報課を通じて御意見等をお聞きするとともに、必要に応じて回答をしているところであり、話合いの場を設定する考えはありません。（所管：人事部職員課）」と述べています。しかしながら、上記のように、都教委の「回答」は、形式的にも内容的にも全く回答の体を成していません。これでは、教育情報課を隠れ蓑にして、都教委の各所管の責任を放棄し、事実を隠ぺいしていると判断せざるを得ません。この不正常な状態が続くならば、教育情報課を通じて回答を得るというシステムそれ自体の有効性が問われます。私たちは、引き続き都教委の誠意ある回答を求めると同時に、担当の部署に直接要請できないという都民不在のシステムを抜本的に改善するよう、今後とも粘り強く求めていきます。

６．私たちは、これまで「都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること」「（要請書等を）教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること」を繰り返し要請してきました。しかるに都教委は、「そのような考えはありません」（2月12日付）、「話し合いの場を設定する考えはありません」（3月13日付）、「教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません」（2月12日付」）と「回答」し、問題解決の努力を放棄するどころか完全に居直っています。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れます。

＜申し入れ事項＞

１　東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回すること、また同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取消すこと。

２　３月２６日に予定されている第５回東京都教育委員会定例会で卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

３　卒業式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

４　最高裁判決に反して減給処分を行わないこと。

５　「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（平成24年1月24日）の都教委の「議決」を撤回すること。

６　2月26日付の「要請書」に対する「回答」（3月13日付）で要請項目に答えていないので再回答を求める。

　①処分取消が確定した２１名の原告に謝罪するのか。再び「違法な」処分をすることがないように再発防止策を講じるのか。また誰が「違法行為」の責任を取るのか（今回追加）。

　②処分取消に伴う「給与等の是正措置」を一括して処理せず、現職者9名（再任用2名を含む）を先行させた理由を明らかにすること。

　③履歴カードからの「処分履歴」抹消は行われたのか。

　④都教委ホームページでの処分取消の公表は行うのか。

⑤永年勤続表彰に伴うリフレッシュ休暇、退職時感謝状その他に関わる名誉・権利回復措置を講じるのか。

⑥再処分を行わないこと、また、再処分に向けた事情聴取を行わないこと。

以上は、原告らが所属する原告団の再回答の要請であり、「個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません。」と繰り返すことなく、誠実に回答すること。

７　卒業式被処分者対象の再発防止研修予定日の前に、都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること。

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１５年３月２５日（水）。上記近藤まで文書（ＦＡＸ）で回答すること。